

黒潮町社会福祉協議会役員・評議員・委員等の報酬規程

第1条 この規程は、黒潮町社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）に規定する役員・評議員・各種委員報酬の支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 報酬の額は、下記の表による。

- (1) 月額報酬である者が月の途中で交代のあった場合は、日割り計算とする。
- (2) 行政の職にあるもの、また他に支給のあるものの場合については、これを支給しない。

第3条 報酬を支給する期間は、日額報酬にあつては事後速やかに、月額報酬にあつてはその月の20日（但し、土・日・祝日にあたる場合はその前日）に支給する。

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、評議員会で別に定める。

附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年3月27日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

区 分	報 酬 の 額
社会福祉協議会会長	月 額 50,000 円
会長を除く理事・監事・評議員	日 額 5,700 円
〃 各委員会委員	日 額 5,700 円

※ 役員・評議員・委員の費用弁償については、「職員の旅費に関する規程」に準ずる。